

●船橋市こども発達相談センターについて

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない、動きがぎこちないなど、子どもの発達に関する困りごとに対し相談を受けている。

1. 来所相談・電話相談

- 1) 対象者：来所相談 市内に住む就学前の子どもと保護者
電話相談 市内に住む 0 歳から 18 歳までの子どもと保護者
- 2) 相談員：心理発達相談員 21 人、言語相談員 14 人、保育士 3 人、作業療法士 2 人、理学療法士 3 人
社会福祉士 1 人（常勤職員 18 人 会計年度任用職員 26 人（R8.4 時点））
- 3) 来所相談の流れ：
 - ①申し込み 電話での予約に加え、LINE や Web からの予約が可能。
 - ②受理面接 心理発達相談員等がお話を伺いながら、子どもの様子を観察する。
 - ③初回面接 保護者の主訴や子どもの発達状況に応じ、専門職による面接を行う。
 - ④継続相談 子どもの行動観察や発達検査、多職種による評価などを通して、対応を検討する。
- 4) 来所相談の件数・待機日数 電話相談の件数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
来所相談 受理件数(年間)	703	722	743	705	705
来所相談 待機日数(平均)	85.9	80.0	33.6	34.5	48.6
電話相談 件数(年間)	1,280	1,290	1,225	1,182	964

2. 所属園や就学先との連携

- 1) 情報連携：保護者の同意を得たうえで、子どもの所属園と連携シートを用いた情報連携を令和 7 年度から実施。
令和 7 年度発行件数 28 件
- 2) 引継ぎのための連絡票：就学後の円滑な学校生活につなげるため、保護者の依頼に基づき「引継ぎのための連絡票」を作成し、子どもの状況や支援内容を入学する学校に引き継ぐ。
令和 7 年度発行件数 196 件
- 3) 教育支援委員会への出席：特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室が適しているか検討する
「教育支援委員会」にセンター心理士が出席し、専門的な見地から検査数値などを確認している。
令和 7 年度出席回数 9 回

3. 地域支援

- 1) 保育園・幼稚園等巡回相談：発達や行動が気になる子どもがスムーズな園生活を送れるよう、こども発達相談センターの専門職が市内の保育園等を訪問し、園に対して助言を行う。
 - ①対象者：保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育園、小規模保育所
 - ②巡回相談件数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
延べ園数	167	143	169	147	187
延べ人数	339	288	308	296	348

2) 講演会・研修会の開催

①発達支援のための講演会

日 時：令和 8 年 8 月 6 日（木）14：30～

テーマ：「気になる子に役立つ早期支援～支援者と保護者の関係づくりのコツ～」

対象者：市内の保育園、幼稚園、関係機関の職員等

参加人数：114 名

②発達支援児の理解と支援に関する研修会（保育運営課と共同開催）

日 時：令和 7 年 12 月 10 日（水）15：00～

内 容：発達支援児の理解と支援についてのグループディスカッションなど

対象者：市内保育園の保育士

参加人数：61 名

③感覚統合入門講座

日 時：①令和 8 年 7 月 24 日（金）14：00～

②令和 8 年 9 月 11 日（金）14：00～

内 容：感覚統合について理解し、感覚の視点から見た支援方法について考える

対象者：市内の保育園、幼稚園、小学校の先生等

参加者：①28 名 ②23 名

4. 5 歳児健診とのかかわり

5 歳児健診（集団健診）で、発達等に課題がある子どもが確認された場合は、必要に応じてこども発達相談センターを紹介するなどのフォローアップ体制がある。子どもの情報は、健診担当からこども発達相談センターに共有される予定。

こども発達相談センターでは、5 歳児健診用の予約枠を確保し、速やかに支援につなげていく体制を整えている。

●児童発達支援センター「さざんかキッズ」「とらのこキッズ」（民設民営）について

1. 施設概要

	さざんかキッズ	とらのこキッズ
定員	知的 55 人 肢体不自由 5 人	知的 30 人
対象	3 歳児～5 歳児	
職員	保育士、児童指導員、看護師、音楽療法士 言語聴覚士、心理士、理学療法士、栄養士	保育士、児童指導員、看護師、音楽療法士 言語聴覚士、心理士
住所	行田 2-8-1	二和西 5-7-28
経緯	平成 27 年 公設公営の「さざんか学園」閉園に伴い、児童発達支援センターとして開設	平成 18 年 知的障害児通園施設として開設 平成 24 年 児童福祉法改正に伴い、児童発達支援センターとなる

2. 児童発達支援センターの中核機能について

児童発達支援センターは、令和 4 年の児童福祉法改正に伴い、地域における障害児支援の中核的機関として位置付けられている。令和 6 年度には地域障害児支援体制中核拠点として登録され、利用者に対し、より専門性の高い発達支援・家族支援を行うほか、障害児通所支援事業所との連携会議や保育園等との研修会を開催するなど、地域のインクルージョン推進に取り組んでいる。